

外国人留学生への奨学金支給支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、外国人留学生への奨学金支給支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業）交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

介護福祉士として、介護業務に従事することを旨とする留学生の修学期間中の支援を行う介護施設等の負担を軽減する。

第3 基金事業者

群馬県内の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に定める介護サービス事業者（以下「基金事業者」という。）とする。

第4 基金事業の内容等

(1) 基金事業者が介護福祉士として、県内で介護業務に従事することを旨とする日本語学校（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1の1の表に掲げられた日本語教育機関をいう。）及び介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に規定される学校又は養成施設をいう。）の留学生に対して当該年度に貸与又は給付する奨学金等の一部を補助する。

(2) 補助対象経費、補助基準額及び補助金額は次のとおりとする。

修学機関	補助対象経費※1	補助基準額 (留学生1人あたり)	補助金額 (留学生1人あたり)
日本語学校	学費	年額 600,000 円以内	補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して低い方の金額に1/3を乗じて得た額。 ただし、1,000 円未満に端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	居住費などの生活費※2	年額 360,000 円以内	
介護福祉士養成施設	学費	年額 600,000 円以内	
	入学準備金	1 回限り 200,000 円以内	
	就職準備金	1 回限り 200,000 円以内	
	国家試験受験対策費用	1 年度 40,000 円以内	
	居住費などの生活費※2	年額 360,000 円以内	

※1 日本語学校修学期間のうち1年以内、介護福祉士養成施設の正規の修学期間内に貸与又は給付された奨学金等を補助対象とし、休学・留年した期間に貸与又は給付された奨学金等は補助対象としない。

ただし、病気等の真にやむを得ないと認められる理由により休学・留年した場合は補助対象に含めることができる。

※2 賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費とする。(学費・国家試験受験対策費用を除く。)

なお、基金事業者が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、年額240,000円以内で基準額に加算することができる。

(3) 外国人留学生在が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似の奨学金制度を受けており、本事業の補助対象経費と重複する場合は補助対象としない。

第5 交付申請

要綱第6条に定める補助金交付申請書(別記様式第3号)には、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 外国人留學生への奨学金支給支援事業 補助金所要額調書(別紙様式1)
- (2) 外国人留學生への奨学金支給支援事業 補助金所要額内訳書(別紙様式2)
- (3) 外国人留學生への奨学金支給支援事業 補助対象者個票(計画)(別紙様式3)
- (4) 在留カードの写し
(在留予定の場合は、在留資格認定証明書交付申請書の写しなど、在留予定であることを証明する書類)
- (5) 基金事業者が定める奨学金等貸与(給付)規程
- (6) その他知事が必要と認める書類

第6 実績報告

要綱第10条に定める補助金実績報告書(別記様式第5号)には、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 外国人留學生への奨学金支給支援事業 補助金所要額精算書(別紙様式4)
- (2) 外国人留學生への奨学金支給支援事業 補助金所要額精算内訳書(別紙様式5)
- (3) 外国人留學生への奨学金支給支援事業 補助対象者個票(実績)(別紙様式6)
- (4) 外国人留學生へ奨学金等を支給した明細書の写し
- (5) 在留カードの写し
(在留予定の場合は、在留資格認定証明書交付申請書の写しなど、在留予定であることを証明する書類)

- (6) 日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍中又は卒業したことを証する書類
(在籍予定の場合は、合格通知の写しなど、在籍予定であることを証明する書類)

第7 補助金の返還

基金事業者が留学生に奨学金の返還を求める場合にあつては、交付された補助金の額を除いて返還させ、基金事業者から県への補助金返還は生じないものとする。ただし、補助金の交付を受けた後において、留学生から基金事業者が負担した額を超える額が返還された場合にあつては、基金事業者は、負担額を超える額を県に返還しなければならない。

第8 貸与型奨学金に係る留意事項

貸与型の奨学金により留学生への支援を実施する基金事業者は、「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」(平成30年3月法務省入国管理局)の内容を十分に参照するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、別途協議して決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年6月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年1月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年2月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。